日本郷友連盟 特別顧問 宝珠山 昇

「声を荒げた質問」の適否も問いたい

本誌 4 月号 2 頁の南丘主幹の「横畠裕介内閣法制局長官の辞任を 求める」は片手落ちの論評ではないでしょうか。

主幹は、横畠長官の「このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えていない」との答弁のみに着目し、これを「極めて異様な政治的発言」、「憲法で国権の最高機関と規定した国会を愚弄するものだ」と断じ、「行政府のトップたる安倍首相が法制局長官を更迭するか、厳しく叱責すべき重大な事柄だ」としておられる。この横畠答弁の起因である小西洋之議員の「声を荒げた発言(質問)」の適否を全く無視しておられます。

主幹がご指摘の通り、憲法で「国会は、国権の最高機関であって(41条)、両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない(51条)」と規定されています。これは、議員がその職責に相応しい、矜持を保った言行を行うことを前提としているもの、その評価・判定などは"院内"で行われることを原則とするものと理解しています。

その評価、判定などを、院外で論評しようとするものは、院内での

議員の言行の適否についても公平に論じる姿勢を保つことが、肝要、必要不可欠であると考えます。南丘主幹の「横畠長官の辞任を求める」との判定は、質問した議員の質問(発言)内容・態度等の適否を考慮しておらず、片手落ちのものと言わざるを得ません。また、この答弁等を戦前の佐藤賢了陸軍中佐の「黙れ!」事件と比定するのは飛躍し過ぎでしょう。

小生は、横畠長官が当日の委員会で述べた「声を荒げたという部分は、委員会で適否を判断すべき事柄、――評価的なことを申し上げたことは越権で、お詫びをして撤回させていただく」旨を答弁したことで十分であると思っています。したがって、主幹が「異様な政治的発言」等とされているものは、更迭の理由にも、辞任を求める理由にも当たらず、せいぜい叱責で十分であると思っています。

質問者等に対しては、内閣総理大臣に「聞かれたことだけを堂々と答えなさい」とか、法制局長官に「政府答弁書の所在などの確認を求める」などの質問(発言)を行うことについて、自らが"俺たち偉いんだ病"にかかっているのではないか、自らの質問内容・討論技術は稚拙過ぎないか、などと厳しく反省することを希望、期待します。